

子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について（意見聴取）

特定教育・保育施設に係る利用定員を定めることについて、子ども、子育て支援法第31条第2項に基づき、以下のとおり、子ども・子育て会議の意見を聴取します。

1 教育特定・保育施設に係る利用定員の設定（令和6年4月1日）

No.	施設・事業所名	類型	所在地	事由	認可定員	利用定員						
						変更前	変更後	増減内訳				計
								1号認定	2号認定	3号認定		
満1歳未満	満1歳以上											
1	(仮称)ミアヘルサ保育園ゆらりん荻窪	保育所	上荻一丁目21番20号	設置者変更	57	0	57		45	12	0	57
2	(仮称)ミアヘルサ保育園ゆらりん荻窪分園(分園) ^{※1}	保育所	上荻一丁目21番16号	設置者変更	30	0	30		0	0	30	30
3	(仮称)永福北保育園	保育所	永福三丁目51番17号	民営化	92	0	92		51	9	32	92
4	(仮称)Picoナーサリ一久我山ガーデン	保育所	久我山一丁目4番15号	民営化	80	0	80		54	0	26	80
5	(仮称)井草幼稚園	幼稚園	善福寺一丁目17番1号	移行	70	0	25	25	0	0	0	25
計					329	0	284	25	150	21	88	284

※1 (仮称)ミアヘルサ保育園ゆらりん荻窪分園(分園)はNo.1の分園。

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員の変更並びに廃止等（報告）別紙参照。

3 利用定員の増減

項目	利用定員							
	変更前	変更後	増減内訳				計	
			1号認定	2号認定	3号認定			
満1歳未満	満1歳以上							
特定教育・保育施設	利用定員の設定の計	0	284	25	150	21	88	284
	利用定員の変更の計	671	770	0	96	4	▲1	99
	廃止の計	294	0	0	▲150	▲21	▲123	▲294
特定地域型保育事業	廃止の計	5	0	0	0	▲1	▲4	▲5
合計		970	1,054	25	96	3	▲40	84

4 令和6年4月1日時点における量の見込みと確保量（＜参考＞子ども・子育て支援事業計画抜粋）

	1号認定	2号認定	3号認定	計
A 量の見込み(利用者数)	3,898	8,440	6,533	18,871
B 確保量(定員数)	6,976	9,375	6,896	23,247
C 差引(C=B-A)	3,078	935	363	4,376